

(証券コード 6646)
平成24年6月8日

株 主 各 位

愛知県犬山市字上小針1番地

エナジーサポート株式会社

取締役社長 吉 村 亜 東 司

第64期定時株主総会及び 普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

今回の第64期定時株主総会には、「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」を第2号議案として上程いたしますが、本議案につきましては、会社法第111条第2項第1号に基づく決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただきますことになりました。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の「第64期定時株主総会参考書類」及び「普通株主様による種類株主総会参考書類」をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月27日（水曜日）営業時間終了の時（午後5時25分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県犬山市字上小針1番地 当会社会議室
3. 会議の目的事項

【第64期定時株主総会】

報告事項

1. 第64期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第64期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件
- 第2号議案 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件
- 第3号議案 全部取得条項付種類株式の取得の件
- 第4号議案 取締役9名選任の件

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

- 議 案 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申し上げます。
 - ◎第64期定時株主総会参考書類及び普通株主様による種類株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.energy.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災の影響から、サプライチェーンの立て直しもあり、生産や設備投資に持ち直しの動きがみられましたものの、雇用情勢は依然として厳しいものとなりました。また、欧州の政府債務危機などを背景とした海外景気の下振れ懸念、円高や原油高の進行などもあり、先行き不透明な状況の中で推移いたしました。

こうした状況のもと当グループの事業環境は、電気機器関連事業につきましては、主要客先であります電力会社の需要の減少がありましたものの、民需は回復し、計測機器関連事業につきましても需要の回復が見られました。

これらの結果、売上高につきましては、計測機器関連事業が増加したものの、電気機器関連事業が減少したことにより、全体では141億8百万円（前連結会計年度比1.2%減）となりました。営業利益につきましては、売上高の減少などにより4億55百万円（同4.0%減）となり、経常利益につきましては5億24百万円（同11.0%減）となりました。当期純利益につきましては、製品保証引当金の計上による特別損失などがありましたものの、過年度に取り崩しました繰延税金資産の再計上などにより、3億73百万円（同17.4%増）となりました。

次にセグメントの概況を申し上げます。

(電気機器関連事業)

電気機器関連事業につきましては、売上高は、民需向電気機器が増加したものの、電力向電気機器が減少したことにより、123億60百万円（前連結会計年度比1.8%減）となりました。営業利益につきましては、売上高の減少などにより、3億98百万円（同14.5%減）となりました。

(計測機器関連事業)

計測機器関連事業につきましては、売上高は電力向けなどが増加したことにより、17億47百万円（同3.6%増）となり、営業利益は57百万円（同553.6%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、欧州政府債務危機や原油高の影響など景気の下押しリスクがありますものの、各種の政策効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が確かなものとなることが期待されます。こうした状況におきましても当グループでは、電気機器関連事業につきましては、電力向電気機器の更新需要の取り込みや中国市場の開拓、民需向電気機器の新規商材の開拓などを、また計測機器関連事業につきましては、新市場拡大を一層推進するなどして、収益確保に努めて参ります。

(3) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、新倉庫の建設などであり、その総額は5億91百万円であります。また、当グループは日本碍子株式会社のCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に参加しており、特記すべき資金の調達は行っておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第61期 平成20年度	第62期 平成21年度	第63期 平成22年度	第64期 (当連結会計年度) 平成23年度
売 上 高	13,580 百万円	12,704 百万円	14,278 百万円	14,108 百万円
営 業 利 益	141 百万円	116 百万円	474 百万円	455 百万円
経 常 利 益	238 百万円	220 百万円	589 百万円	524 百万円
当 期 純 利 益	111 百万円	△877 百万円	317 百万円	373 百万円
1株当たり当期純利益	4 円 61 銭	△37 円 47 銭	14 円 00 銭	16 円 44 銭
純 資 産	13,110 百万円	11,945 百万円	12,051 百万円	12,280 百万円
総 資 産	17,817 百万円	16,754 百万円	17,113 百万円	17,020 百万円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

日本碍子株式会社は、当社の議決権を96.35%所有しており、当社は同社の連結子会社であります。

また、日本碍子株式会社による当社株式に対する公開買付けが実施されておりましたが、平成24年1月17日で本公開買付けが終了し、成立しました。なお、同社は、一連の手続を経て、当社を完全子会社とすることを予定しております。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
北陸エナジス株式会社	48百万円	58.3%	電気機械器具及び各種エネルギー供給機械器具装置の製造販売
東海エナジス株式会社	26	100.0	
関西エナジス株式会社	50	100.0	
九州エナジス株式会社	20	100.0	
愛那其斯电机（上海）有限公司	170万米ドル	100.0	
中部エナジス株式会社	90百万円	100.0	住設機器のメンテナンス
エナジス産業株式会社	33	90.9	輸送、倉庫管理及び物品販売

(10) 主要な事業内容

電気機械器具及び各種エネルギー供給機械器具装置の製造販売
測定、計量、分析用機器の製造販売

(11) 主要な営業所及び工場

① 当社の事業所及び工場

本 社 ・ 工 場：愛知県犬山市字上小針 1 番地
東 京 営 業 所：東京都千代田区神田佐久間町一丁目26番地
名 古 屋 営 業 所：愛知県犬山市字上小針 1 番地
大 阪 営 業 所：大阪市西区阿波座一丁目 6 番 1 号
福 岡 営 業 所：福岡市中央区白金一丁目 3 番 1 号
上 海 駐 在 員 事 務 所：上海市徐匯区宛平南路521号恒昌花園B座1305室

② 子会社の事業所及び工場

北陸エナジス株式会社：石川県羽咋郡志賀町若葉台11番地の 1
東海エナジス株式会社：岐阜県加茂郡坂祝町酒倉2353番地
エナジス産業株式会社：愛知県犬山市字上小針 1 番地
中部エナジス株式会社：愛知県犬山市字上小針 1 番地
関西エナジス株式会社：兵庫県加西市若井町字大倉2617番地の 1
九州エナジス株式会社：鹿児島県日置市吹上町今田27番地
愛那其斯電機（上海）有限公司：上海市青浦区朱家角鎮朱楓公路1333号

(12) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
405名	15名(減)

(注) 従業員は就業人員であり、上記のほか、臨時従業員の当連結会計年度の平均雇用人員数（1日8時間換算）は、117名であります。

(13) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
日本碍子株式会社	548,935千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式総数 24,346,082株
(2) 株主数 689名
(3) 単元株式数 1,000株
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本碍子株式会社	21,776,339 株	96.04%
B N P パリパ証券株式会社	76,000	0.34
シティグループ証券株式会社	34,000	0.15
岩尾信正	18,292	0.08
石黒吉威	16,780	0.07
太田宰	15,000	0.07
吉田秀志	12,000	0.05
ミズショー株式会社	12,000	0.05
池本治	10,000	0.04
野村忠典	10,000	0.04
マリコ・インターナショナル株式会社	10,000	0.04

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (1,671,373株) を控除して計算しております。
2. 当社は、自己株式1,671千株 (6.86%) を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	吉 村 亜東司	
常務取締役	村 山 幹 樹	社長補佐、管理本部長、経営管理部長兼務、CSR推進室・監査室担当
取 締 役	棚 橋 康 博	配電機器事業部長、電材事業部担当
取 締 役	石 丸 弘 昭	計測システム事業部長
取 締 役	國 枝 敏 仁	技術管理本部長
取 締 役	曾 山 浩 司	管理本部副本部長、経営企画部長兼務、SCMプロジェクト担当
取 締 役	長 江 亮 治	配電機器事業部副事業部長、AS開発チーム担当 愛那其斯電機(上海)有限公司董事長
取 締 役	広 間 重司郎	社長補佐 エナジス産業株式会社代表取締役社長
取 締 役	安 田 正 春	日本碍子株式会社 電力事業本部営業統括部営業部マネージャー
常勤監査役	土 本 忠	
監 査 役	島 崎 毅	日本碍子株式会社 財務部専門部長
監 査 役	佐 治 信 光	日本碍子株式会社 電力事業本部企画部長
監 査 役	朝比奈 鋭 一	朝比奈鋭一公認会計士税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役 安田正春氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 島崎毅、佐治信光、朝比奈鋭一の各氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 島崎毅氏は、長年日本碍子株式会社で経理業務に携り、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役 朝比奈鋭一氏は、長年企業の会計監査に携り、公認会計士としての高度な専門的知識を有するものであります。また、当社が上場している国内証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 5. 当事業年度の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
 ① 就 任
 平成23年6月29日開催の第63期定時株主総会において、新たに広間重司郎氏が取締役役に、土本忠、朝比奈鋭一の両氏が監査役にそれぞれ選任され就任いたしました。
 ② 退 任
 平成23年6月29日付をもって、監査役 平岡富雄氏は退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 9名	138,558千円
監査役 5名	20,810千円
合計 14名	159,368千円（うち社外4名 6,900千円）

(注) 上記のほか、平成20年6月27日開催の第60期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。

退任監査役 1名 1,500千円（うち社外一名 一千円）

役員退職慰労金には、過年度の事業報告において役員報酬等の総額に含めた退職慰労引当金の繰入額のうち1,500千円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役 安田正春、社外監査役 島崎毅、佐治信光の3氏の兼職先である日本碍子株式会社は、当社の議決権96.35%を所有しており、当社は同社の連結子会社であります。

また、同社は業務提携先であります。

社外監査役 朝比奈鋭一氏は、朝比奈鋭一公認会計士税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

イ. 社外役員の子な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	安田 正春	当事業年度に開催した取締役会17回のうち14回に出席し、必要に応じ、会社の意思決定の妥当・公正性を確保するため等の発言を行っています。
社外監査役	島崎 毅	当事業年度に開催した取締役会17回のうち12回、及び監査役会9回のすべてに出席し、必要に応じ、会社の意思決定の妥当・公正性を確保するため等の発言を行っています。
	佐治 信光	当事業年度に開催した取締役会17回のうち7回、及び監査役会9回のうち8回に出席し、必要に応じ、会社の意思決定の妥当・公正性を確保するため等の発言を行っています。
	朝比奈鋭一	平成23年6月29日の就任時から当事業年度の末日までに開催した取締役会15回のうち12回、及び監査役会7回のすべてに出席し、必要に応じ、会社の意思決定の妥当・公正性を確保するため等の発言を行っています。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 安田正春、社外監査役 島崎毅、佐治信光、朝比奈鋭一の4氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	27,000千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,499千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準(IFRS)に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- ① 会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任する。
- ② 会計監査人の再任・不再任は、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案して決定する。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会はグループ会社を包含する企業行動指針（以下、「グループ企業行動指針」という。）を制定し、取締役が法令及び定款に基づき、且つ企業倫理に則りその職務を執行するための規範及び行動基準を定め、取締役はこれを遵守するものとする。

- ② 取締役会のほか社長以下の業務執行機関が、内部統制システムの構築及び運用にあたるものとする。内部監査の専門部署として監査室を設置し、各部門の業務執行状況の監査を行うとともに、CSR委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するものとする。また、CSR委員会では金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」についての審議を行うものとする。
- ③ CSR委員会の下部組織としてコンプライアンスに関する専門担当部会を設置し、コンプライアンス体制の構築及び維持・向上を図るものとする。法令・社内規則違反その他グループ企業行動指針の趣旨に反する事実を発見した場合における職制外の相談・報告ルートとして「ヘルプライン制度」を設置し、その運用に関する規定に基づき運営する。
- ④ 取締役は、上記コンプライアンス体制の実効性を日常的に点検し、その実効性に関する問題並びに法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合は、取締役会及び監査役に報告し、対策を講じるものとする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
取締役の職務の執行に係る情報については、法令等の定めに従い適正に保存及び管理されている。今後さらに適切かつ検索性の高い状態で保存・管理する体制の構築に努めるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制**
- ① 事業運営上のリスクについては、関係職制において日々のリスク管理を行うとともに、予算策定、設備投資及び研究開発等の実施決裁プロセスにおいて、総合的にリスクの検討・分析を行い、これを回避・予防するものとする。
- ② 法令・倫理・事件・事故、災害、環境、輸出管理、安全衛生に関する全社横断的な重大なリスクに関しては、危機管理規定に基づき、日々のリスク管理を関係職制により行うとともに、それぞれCSR委員会、防災対策本部、環境管理委員会、輸出管理委員会、安全衛生委員会を設置し、これを回避・予防するものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 取締役会の決定に基づく業務執行については、社長が業務執行上の最高責任者として当社の業務を統括する。社長の意思決定を助けるための会議体等として、常務会、経営会議等を設置し、総合的に審議・調整を行うものとする。

② 取締役の日々の業務執行については、職務権限規定・業務分掌規定・決裁手続規定によって、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定めることで権限委譲を行い、業務執行の効率化を図るものとする。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、グループ企業行動指針を制定し、使用人が法令及び定款に基づき、且つ企業倫理に則りその職務を執行するための規範及び行動基準を定めるとともに、コンプライアンスに関する専門担当部会による使用人に対するコンプライアンス教育の実施や「ヘルプライン制度」の運用を通じて、コンプライアンス体制の整備を図るものとする。

② 使用人は、法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合には直ちに上司、関連部門の取締役または社内担当部門に報告するものとする。

③ 監査室は、各部門の業務執行状況について内部監査を実施し、適切な統制が行われる体制が構築・運営されることを確保するものとする。

(6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社及びその子会社に共通するグループ企業行動指針の制定とともに、子会社への監査役の派遣及び当社の監査室による内部監査の実施等により、適正な業務執行体制の整備並びにリスク管理体制及び法令遵守体制の維持を図るものとする。当社の「ヘルプライン制度」については、子会社の役職員も利用可能とする。

② 当社の親会社とは定期的な情報交換、指導及び助言によって、適正な業務執行体制の整備について一体化を図る一方で、当社が親会社との取引その他の施策を実施するに当たり、その行為が業務の適正を確保するうえで影響を与えるおそれがあると認められる場合、必ず取締役会に付議する等、判断の独立性を保っている。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、適切に対処するものとする。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の同意を得て行うものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、上記(1)に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。
- ② 使用人は、上記(5)に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに上司、関連部門の取締役または社内担当部門に報告するものとし、報告を受けた上司、関連部門の取締役または社内担当部門は、直ちに監査役に報告するものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。また、監査役は代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を実施することとする。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	351,259	支払手形及び買掛金	1,805,734
受取手形及び売掛金	3,187,213	短期借入金	548,935
商品及び製品	1,544,443	未払法人税等	44,348
仕掛	732,045	未払消費税等	10,038
原材料及び貯蔵品	1,192,050	賞与引当金	238,669
繰延税金資産	167,192	未払費用	152,177
短期貸付金	5,344,286	その他	352,642
その他	364,168	流動負債合計	3,152,545
貸倒引当金	△13,700	固定負債	
流動資産合計	12,868,960	繰延税金負債	3,283
固定資産		退職給付引当金	1,024,909
有形固定資産		役員退職慰労引当金	12,440
建物及び構築物	1,868,354	事業整理損失引当金	73,019
機械装置及び運搬具	421,171	製品保証引当金	443,000
土地	594,912	資産除去債務	3,704
建設仮勘定	63,827	その他	27,122
その他	128,298	固定負債合計	1,587,479
有形固定資産合計	3,076,564	負債合計	4,740,024
無形固定資産		(純資産の部)	
ソフトウェア	12,243	株主資本	
電話加入権	4,183	資本金	5,197,563
その他	30,101	資本剰余金	3,468,845
無形固定資産合計	46,529	利益剰余金	3,760,907
投資その他の資産		自己株式	△321,096
投資有価証券	801,608	株主資本合計	12,106,220
繰延税金資産	33,991	その他の包括利益累計額	
長期前払費用	32,292	その他有価証券評価差額金	91,192
その他	167,917	為替換算調整勘定	△28,132
貸倒引当金	△6,929	その他の包括利益累計額合計	63,060
投資その他の資産合計	1,028,880	少数株主持分	111,630
固定資産合計	4,151,974	純資産合計	12,280,911
資産合計	17,020,935	負債純資産合計	17,020,935

連結損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		14,108,618
売 上 原 価		11,198,024
売 上 総 利 益		2,910,594
販売費及び一般管理費		2,455,082
営 業 利 益		455,511
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	64,336	
そ の 他	9,946	74,283
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,199	
為 替 差 損	2,616	
そ の 他	201	5,017
経 常 利 益		524,777
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,952	
損 害 賠 償 引 当 金 戻 入 額	31,275	34,228
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	11,113	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	16,513	
減 損 損 失	783	
会 員 権 評 価 損	200	
製 品 保 証 引 当 金 繰 入 額	249,630	278,240
税金等調整前当期純利益		280,765
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	96,215	
法 人 税 等 調 整 額	△193,741	△97,526
少数株主損益調整前当期純利益		378,291
少 数 株 主 利 益		5,178
当 期 純 利 益		373,113

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成23年4月1日残高	5,197,563	3,468,845	3,478,557	△315,258	11,829,709
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△90,764		△90,764
当期純利益			373,113		373,113
自己株式の取得				△5,838	△5,838
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	—	—	282,349	△5,838	276,511
平成24年3月31日残高	5,197,563	3,468,845	3,760,907	△321,096	12,106,220

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
平成23年4月1日残高	150,702	△7,462	△28,588	114,651	106,881	12,051,242
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△90,764
当期純利益						373,113
自己株式の取得						△5,838
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	△59,510	7,462	456	△51,591	4,749	△46,842
連結会計年度中の 変動額合計	△59,510	7,462	456	△51,591	4,749	229,668
平成24年3月31日残高	91,192	—	△28,132	63,060	111,630	12,280,911

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び注記の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称	北陸エナジス株式会社
	九州エナジス株式会社
	中部エナジス株式会社
	関西エナジス株式会社
	エナジス産業株式会社
	東海エナジス株式会社
	愛那其斯電機（上海）有限公司

(2) 非連結子会社はありません。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

愛那其斯電機（上海）有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等による時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製 品・仕掛品	総平均法
商 品・原材料	移動平均法
貯 蔵 品	最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く） 定額法によっております。

その他の有形固定資産 定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用） 定額法によっております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 5年

③ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ④ 役員退職慰労引当金 連結子会社のうち6社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤ 事業整理損失引当金 連結子会社1社において、事業整理に伴う損失に備えるため、今後発生が見込まれる額を計上しております。
- ⑥ 製品保証引当金 当社は、当社の販売した製品の無償修理費用の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積り、計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債については在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場で円貨に換算することとし、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

② 重要なリース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- ③ ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
ヘッジ手段とヘッジ対象 当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
ヘッジ手段 為替予約取引
ヘッジ対象 商品輸入取引及び予定取引
ヘッジ方針 当社は、社内規定に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の変動相場又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。
- ④ 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(在外連結子会社の計算書類項目の円換算方法の変更)

当社の在外連結子会社である愛那其斯電機（上海）有限公司の収益及び費用の円貨への換算については、従来、決算日の直物為替相場で換算しておりましたが、愛那其斯電機（上海）有限公司の重要性が増すことに備えて、当連結会計年度より原則的な方法として定められている期中平均相場で換算することとしております。なお、この変更に伴う影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	7,933,470千円
(2) 保険金の受取に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の 内訳	
建物及び構築物	16,557千円
機械装置及び運搬具	8,325
その他の	18,100
合 計	42,983

連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	24,346,082	—	—	24,346,082

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,654,813	16,560	—	1,671,373

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	45,382	2.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年10月28日 取締役会	普通株式	45,381	2.00	平成23年9月30日	平成23年12月5日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当グループは、金融資産である短期貸付金につきましては、当グループの余剰資金を親会社である日本碍子株式会社に運用委託しているものであり、預金と同様の性質を有するものであります。また、デリバティブ取引については、為替相場の変動に伴うリスクを軽減する目的で活用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金はそのすべてが1年以内の支払期日であります。また、短期借入金は運転資金に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、為替リスクが存在する仕入取引に係る為替相場の変動リスクのヘッジを目的とした為替予約取引であります。利用している為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しておりますが、これらの取引を効果的に活用することにより、為替変動リスクを軽減しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「3. 会計処理基準に関する事項(4)③ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当グループは、売掛金管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っており、リスクの低減を図っております。デリバティブ取引の契約先は、国内の信用度の高い金融機関であり、その契約不履行による損失発生の可能性はないものと考えております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当グループは、為替リスクが存在する仕入取引に係る為替の変動リスクに対して、為替予約取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、減損のおそれが発生した場合は常務会に報告しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、為替リスク管理規定に従い、取締役会の承認を受けた上で当該規定に準拠し、経営管理部が行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	351,259	351,259	—
(2) 受取手形及び売掛金(純額)	3,173,513	3,173,513	—
(3) 短期貸付金	5,344,286	5,344,286	—
(4) 投資有価証券	757,297	757,297	—
資産計	9,626,357	9,626,357	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,805,734	1,805,734	—
(2) 短期借入金	548,935	548,935	—
(3) 未払法人税等	44,348	44,348	—
(4) 未払消費税等	10,038	10,038	—
負債計	2,409,056	2,409,056	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金(純額)、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

株式等の時価については、取引所の価格によっております。なお投資有価証券はその他有価証券として保有しております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	44,310

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)	1年超 5年以内(千円)
現金及び預金	351,259	—
受取手形及び売掛金	3,187,213	—
短期貸付金	5,344,286	—
合計	8,882,760	—

1 株当たり情報

(1) 1株当たり純資産額	536円68銭
(2) 1株当たり当期純利益	16円44銭

重要な後発事象

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	213,295	支払手形	864,304
受取手形	399,066	買掛金	910,613
売掛金	2,516,140	未払金	203,999
商材	475,436	未払費用	112,046
製成品	968,161	未払法人税等	14,820
原材料	915,308	引当金	31,343
仕掛品	619,680	賞与引当金	194,700
貯蔵品	44,551	設備支払手形	84,893
未収入金	523,303	流動負債合計	2,416,721
短期貸付金	5,122,161		
繰延税金資産	121,582	固定負債	
その他の流動資産	28,628	繰延税金負債	3,283
流動資産合計	11,933,615	退職給付引当金	892,757
固定資産		関係会社支援引当金	351,424
有形固定資産		製品保証引当金	443,000
建物	1,385,889	その他固定負債	24,904
構築物	107,814	固定負債合計	1,715,369
機械及び装置	225,002	負債合計	4,132,091
車両運搬具	14,311		
工具器具及び備品	110,688	(純資産の部)	
土地	258,570	株主資本	
建設仮勘定	63,827	資本金	5,197,563
有形固定資産合計	2,166,104	資本剰余金	
無形固定資産		資本準備金	3,468,845
特許権	2,933	資本剰余金合計	3,468,845
ソフトウェア	10,554	利益剰余金	
電話加入権	1,760	利益準備金	369,829
その他無形固定資産	27,168	その他利益剰余金	1,830,000
無形固定資産合計	42,417	別途積立金	1,830,000
投資その他の資産		繰越利益剰余金	717,528
投資有価証券	798,435	利益剰余金合計	2,917,357
関係会社株式	170,760	自己株式	△321,096
関係会社出資	196,741	株主資本合計	11,262,670
長期前払費用	26,127		
その他の投資有価証券	154,698	評価・換算差額等	
倒引当金	△3,129	その他有価証券評価差額金	91,009
投資その他の資産合計	1,343,632	評価・換算差額等合計	91,009
固定資産合計	3,552,155	純資産合計	11,353,679
資産合計	15,485,771	負債純資産合計	15,485,771

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,394,521
売 上 原 価		9,967,499
売 上 総 利 益		2,427,022
販売費及び一般管理費		2,093,738
営 業 利 益		333,284
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	70,046	
そ の 他	6,676	76,722
営 業 外 費 用		1,867
経 常 利 益		408,138
特 別 利 益		
損害賠償引当金戻入額	31,275	31,275
特 別 損 失		
固定資産処分損	10,703	
投資有価証券評価損	16,513	
減 損 損 失	783	
会 員 権 評 価 損	200	
製品保証引当金繰入額	249,630	277,831
税引前当期純利益		161,583
法人税、住民税及び事業税	40,608	
法 人 税 等 調 整 額	△168,390	△127,781
当 期 純 利 益		289,364

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成23年4月1日残高	5,197,563	3,468,845	3,468,845
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成24年3月31日残高	5,197,563	3,468,845	3,468,845

(単位：千円)

	株 主 資 本					自 己 株 式	株 主 資 本 計
	利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計		
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		繰 越 利 益 剰 余 金			
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成23年4月1日残高	369,829	1,830,000	518,927	2,718,756	△315,258	11,069,908	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当			△90,764	△90,764		△90,764	
当期純利益			289,364	289,364		289,364	
自己株式の取得					△5,838	△5,838	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	198,600	198,600	△5,838	192,762	
平成24年3月31日残高	369,829	1,830,000	717,528	2,917,357	△321,096	11,262,670	

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成23年4月1日残高	150,255	△7,462	142,793	11,212,701
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△90,764
当期純利益				289,364
自己株式の取得				△5,838
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△59,246	7,462	△51,783	△51,783
事業年度中の変動額合計	△59,246	7,462	△51,783	140,978
平成24年3月31日残高	91,009	—	91,009	11,353,679

重要な会計方針

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等による時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製 品・仕掛品

総平均法

商 品・原材料

移動平均法

貯 蔵 品

最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）

定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～50年

機械及び装置 2～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）

定額法によっております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 5年

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

4. 引当金の計上基準

- | | |
|----------------|--|
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 |
| (3) 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。 |
| (4) 関係会社支援損引当金 | 関係会社の事業整理に伴う損失に備えるため、今後発生が見込まれる額を計上しております。 |
| (5) 製品保証引当金 | 当社の販売した製品の無償修理費用の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積り、計上しております。 |

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
ヘッジ手段	為替予約取引
ヘッジ対象	商品輸入取引及び予定取引
ヘッジ方針	社内規定に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象の変動相場又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		5,883,398千円
2. 関係会社に対する	短期金銭債権	6,808,089千円
	短期金銭債務	324,662
	長期金銭債務	3,000
3. 保険金の受取に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の内訳		
	建物	16,557千円
	機械及び装置	8,325
	工具器具及び備品	18,100
	合 計	42,983

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売	上	高	8,068,804千円
	仕	入	高	3,255,982
	営業費用（仕入高を除く）			412,969
	営業取引以外の取引高			39,669

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	1,654,813	16,560	—	1,671,373

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	4,600千円
賞与引当金	73,791
退職給付引当金	321,436
会員権評価損	1,242
たな卸資産評価損	39,468
投資有価証券評価損	13,037
関係会社支援損引当金	133,189
製品保証引当金	166,425
長期未払金	7,775
その他	28,112
繰延税金資産小計	789,080
評価性引当額	△620,690
繰延税金資産合計	168,390

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△50,090
繰延税金負債合計	△50,090
繰延税金資産の純額	118,299

リース取引により使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減 価 償 却 累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具器具及び備品	4,107	3,708	399

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内 399千円

1年超 —

合計 399

なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 684千円

減価償却費相当額 684

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注)3	科目	期末残高
親会社	日本碍子株式会社	被所有直接 96.35%	当社製品の販売	電力会社向製品等の販売(注)1 利息の受取 資金の貸付(注)2	千円 8,013,428 30,704 5,229,390	売掛金 — 短期貸付金	千円 1,459,959 — 5,122,161

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

営業取引については、市場動向及び当社の希望価格をもとに毎期交渉の上決定しております。

(注) 2. 資金の貸付についてはCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）にかかるものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、担保は受け入れておりません。

なお、取引金額は当期の平均貸付残高を記載しております。

(注) 3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	中部エナジス株式会社	所有直接 100.0%	住設機器関連事業の事業整理	事業整理に伴う損失の引当	千円 —	関係会社支援損引当金	千円 351,424

(注) 当社は、事業整理に伴う損失に備えるため、今後発生が見込まれる額を計上しております。

3. 兄弟会社等

属性	会社等の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	NGK STANGER PTY LTD.	所有 直接15.0%	当社製品 の販売	損害賠償引 当金の戻入	千円 31,275	損害賠償 引当金	千円 —

(注) 必要額の見直しに伴い、損害賠償引当金の戻入をしております。

1 株当たり情報

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 500円71銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 12円75銭 |

重要な後発事象

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月 7日

エナジーサポート株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 寿佳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 裕司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エナジーサポート株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エナジーサポート株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月7日

エナジーサポート株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 寿佳 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 裕司 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エナジーサポート株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性についての意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）」を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月10日

エナジーサポート株式会社 監査役会

常勤監査役	土本忠	Ⓔ
社外監査役	島崎毅	Ⓔ
社外監査役	佐治信光	Ⓔ
社外監査役	朝比奈鋭一	Ⓔ

以上

第64期定時株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社の親会社である日本碍子株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が、平成23年11月29日から平成24年1月17日まで当社の普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行いました。その結果、平成24年1月24日の決済日をもって、公開買付者は当社普通株式10,626,419株を取得、平成24年3月31日現在、公開買付者は当社普通株式21,776,339株を所有するに至りました。

総株主の議決権の数（平成24年3月31日現在22,600個として計算しています。以下同じ。）に対する公開買付者の議決権の数の割合は96.35%となります。

本公開買付けの結果を受けて、公開買付者は、当社の発行済株式の全て（但し、当社が保有する自己株式を除きます。）を取得することを通じて当社を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施すること等によって、より中長期的な視野に立った製品開発・マーケティング・人材活用等を行って経営資源の最適化を図ること、意思決定及び戦略実行のスピードを高めること、及び親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除すること等を実践し、公開買付者グループの連結経営において一層の効率化を図る意向を有しております。

欧州諸国の財政・金融不安、米国や新興国の景気停滞懸念、為替相場の円高傾向による差損の発生等のマイナス要因に加え、東日本大震災の影響により当社の主要顧客である電力会社の投資環境は大きく変化しており、短期的にはこれらの事業リスク・為替リスクに晒される一方、これを克服して当社の企業価値向上を図るためには、短期的な収支の状況にとらわれない長期的視野に立った経営戦略の立案及び遂行が求められます。

そして、このような要求を充足するためには、本公開買付けの実施を契機として当社の株主を公開買付者のみに限定し、上記のリスクを当社の株主の皆様には負わせることを回避しつつ、機動的かつ迅速な意思決定を行うことができる体制を構築することが合理的かつ最善の方策であることと考えており

ます。

このため、当社は、以下の方法により、本完全子会社化手続を実施することといたしたいと存じております（以下の①から③までを総称して「本定款一部変更等」といいます。）。

①当社の定款の一部を変更して、当社において普通株式とは別の種類の当社株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とします。

②上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に掲げられた事項についての定款の定めをいいます。以下同じ。）を付加する旨の定款変更を行います。なお、全部取得条項が付加された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付種類株式」といいます。

③会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付種類株式の株主様（但し、当社を除きます。以下「本件株主様」といいます。）から全部取得条項付種類株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、公開買付者以外の本件株主様に対して交付する当社種類株式が1株未満の端数となるように、取得対価として当社種類株式を交付します。このように交付される種類株式が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

上記③の手続完了より、公開買付者のみが当社の株主になる予定です。

- (2) 本議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうちの上記①を実施するものであります。

具体的には、会社法上、全部取得条項の付加された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付加する旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、当社の定款の一部を変更して、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式として、本議案においては、以下の内容のA種類株式を設けることとしております。なお、第3号議案にて説明申し上げますとおり、上記③における全部取得条項付種類株式の取得対価は当社A

種種類株式としております。

会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付種類株式の全て（但し、当社の保有する自己株式を除きます。）を取得した場合、上記のとおり、公開買付者による当社の完全子会社化が達成されることを目的として、公開買付者以外の本件株主様に対して当社が交付する取得対価である当社A種種類株式の数は、1株未満の端数となります。このように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従い、以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

即ち、当社は、上記のように本件株主様に交付することになる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社A種種類株式を、会社法第234条第2項及び第4項の定めるところに従い、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しておりますが、かかる買い取りにより当社が支払った代金を、上記のように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に対して、その有する端数に応じて交付することを予定しております。

なお、上記の1株未満の端数処理により本件株主様に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける当社普通株式に係る買付価格（1株当たり360円）を基準として算定される予定です。

- (3) 本議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうちの、上記①の手続を実行するためのものとして、当社を種類株式発行会社とし、かつ、全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるべく、当社の定款に、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、36,715,000株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式の種類及び総数) 第6条 当社は、次条第1項に定める内容の種類株式(以下「普通株式」という。)と同第2項に定める内容の種類株式(以下「A種類株式」という。)の二種類の種類株式を発行することができる。</p> <p>2 当社の発行可能株式総数は、36,715,000株とし、このうち、普通株式の発行可能種類株式総数は36,714,000株、A種類株式の発行可能種類株式総数は1,000株とする。</p> <p>(各種類株式の内容) 第6条の2 当社が発行する普通株式は、その内容において、A種類株式に優先しないものとし、当社は、普通株式に関し、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p> <p>2 当社が発行するA種類株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、A種類株式を有する株主又はA種類株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種類株式1株につき1円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者及びA種類株式を有する株主又はA種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(2) その他の事項</u> <u>当社は、A種種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式の単元株式数は、1,000株とし、<u>A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第19条の2 第16条、第17条及び第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2 第18条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3 第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

第2号議案 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件

1. 変更の理由

第1号議案「1. 変更の理由」において説明申しあげましたとおり、当社は、本定款一部変更等により本完全子会社化手続を実施いたしたいと存じております。

本議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうち、第1号議案による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付加する旨の定款変更を行うものであります。

具体的には、第1号議案による変更後の定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付加する旨の定めとして、追加変更案第6条の2第1項第(1)号を新設するとともに、それに伴って、当社普通株式の名称を「全部取得条項付種類株式」に変更するほか、所要の変更を行うものであります。本議案が承認され、本議案による定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付種類株式となります。

また、下記「2. 変更の内容」中の全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付される当社A種種類株式の割合については、第3号議案「2. 全部取得条項付種類株式の取得の内容」中の「(1) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項」における記載をご参照ください。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。第1号議案に係る変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、第1号議案及び第3号議案について原案どおりご承認が得られること、並びに普通株主様による種類株主総会において本議案の追加変更案と同内容の定款変更案の議案について原案どおりご承認が得られることを条件といたします。また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成24年7月31日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

第1号議案に係る変更後の定款	追加変更案
(発行可能株式の種類及び総数) 第6条 当社は、次条第1項に定める内容の種類株式(以下「普通株式」という。)と同第2項に定める内容の種類株式(以下「A種種類株式」という。)の二種類の種類株式を発行することができる。	(発行可能株式の種類及び総数) 第6条 当社は、次条第1項に定める内容の種類株式(以下「全部取得条項付種類株式」という。)と同第2項に定める内容の種類株式(以下「A種種類株式」という。)の二種類の種類株式を発行することができる。

第1号議案に係る変更後の定款	追加変更案
<p>2 当社の発行可能株式総数は、36,715,000株とし、このうち、<u>普通株式</u>の発行可能種類株式総数は36,714,000株、<u>A種種類株式</u>の発行可能種類株式総数は1,000株とする。</p> <p>(各種類株式の内容) 第6条の2 当社が発行する<u>普通株式</u>は、その内容において、<u>A種種類株式</u>に優先しないものとし、当社は、<u>普通株式</u>に関し、<u>会社法第108条第2項各号</u>に定める事項について特段の定めを設けない。</p> <p>2 当社が発行する<u>A種種類株式</u>の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式</u>を有する株主又は<u>A種種類株式</u>の登録株式質権者に対し、<u>普通株式</u>を有する株主又は<u>普通株式</u>の登録株式質権者に先立ち、<u>A種種類株式</u>1株につき1円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、<u>普通株式</u>を有する株主又は<u>普通株式</u>の登録株式質権者及び<u>A種種類株式</u>を有する株主又は<u>A種種類株式</u>の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</p>	<p>2 当社の発行可能株式総数は、36,715,000株とし、このうち、<u>全部取得条項付種類株式</u>の発行可能種類株式総数は36,714,000株、<u>A種種類株式</u>の発行可能種類株式総数は1,000株とする。</p> <p>(各種類株式の内容) 第6条の2 当社が発行する<u>全部取得条項付種類株式</u>の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>全部取得条項</u></p> <p>当社は、株主総会の決議によって<u>全部取得条項付種類株式</u>の全部を取得できるものとする。当該取得を行う場合には、当社は、<u>全部取得条項付種類株式</u>の取得と引換えに、<u>全部取得条項付種類株式</u>1株につき新たに発行する<u>A種種類株式</u>を904,000分の1株の割合をもって交付する。</p> <p>(2) <u>その他の事項</u></p> <p>当社は、<u>全部取得条項付種類株式</u>の内容に関し、前号に定めるほか、<u>会社法第108条第2項各号</u>に定める事項について特段の定めを設けない。</p> <p>2 当社が発行する<u>A種種類株式</u>の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式</u>を有する株主又は<u>A種種類株式</u>の登録株式質権者に対し、<u>全部取得条項付種類株式</u>を有する株主又は<u>全部取得条項付種類株式</u>の登録株式質権者に先立ち、<u>A種種類株式</u>1株につき1円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、<u>全部取得条項付種類株式</u>を有する株主又は<u>全部取得条項付種類株式</u>の登録株式質権者及び<u>A種種類株式</u>を有する株主又は<u>A種種類株式</u>の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</p>

第1号議案に係る変更後の定款	追加変更案
<p>(2) その他の事項 当社は、A種種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(2) その他の事項 当社は、A種種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の全部取得条項付種類株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</p> <p><u>附則</u> 第1条 第6条の2第1項第(1)号の規定は、平成24年7月31日の到来により効力を生じ、当該効力の発生と同時に、本条（附則第1条）を削るものとする。</p>

第3号議案 全部取得条項付種類株式の取得の件

1. 全部取得条項付種類株式の全部を取得することを必要とする理由

第1号議案「1. 変更の理由」において説明申しあげましたとおり、当社は、本定款一部変更等により本完全子会社化手続を実施いたしたいと存じております。

本議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうち、会社法第171条第1項並びに第1号議案及び第2号議案による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が本件株主様から全部取得条項付種類株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、以下のとおり、取得対価として、第1号議案に係る変更後の定款により新たに発行することが可能となる当社A種種類株式を交付する手続を実施するものでありますが、本議案により全部取得条項付種類株式の全部を取得することは、本完全子会社化手続を完了するうえで必要な手続であります。

本議案が承認された場合、公開買付者以外の本件株主様に対して当社が交付する取得対価である当社A種種類株式の数は、公開買付者による当社の完全子会社化が達成されるよう、1株未満の端数となります。このように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従い、以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

即ち、当社では、本議案が承認された場合は、上記のように本件株主様に交付することになる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社A種種類株式を、会社法第234条第2項及び第4項の定めるところに従い、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しておりますが、かかる買い取りにより当社が支払った代金を、上記のように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に対して、その有する端数に応じて交付することを予定しております。

なお、上記の1株未満の端数処理により本件株主様に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける当社普通株式に係る買付価格（1株当たり360円）を基準として算定される予定です。

2. 全部取得条項付種類株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに第1号議案及び第2号議案による変更後の当社の定款の規定に基づき、全部取得条項付種類株式の取得と引換えに、取得日（下記（2）において定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の株主様（但し、当社を除きます。）に対して、その所有する全部取得条項付種類株式1株につき、新たに発行する当社A種種類株式を904,000分の1株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成24年7月31日といたします。

(3) その他

本議案に係る全部取得条項付種類株式の取得の効力発生は、第1号議案及び第2号議案について原案どおりご承認が得られること、普通株主様による種類株主総会において第2号議案の追加変更案と同内容の定款変更案の議案について原案どおりご承認が得られること、並びに第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件といたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
1	よし むら あとし 吉 村 亜東司 (昭和27年4月6日生)	昭和50年4月 日本碍子株式会社入社 平成10年7月 同社電力事業本部営業統括部第1営業部長 平成17年11月 同社電力事業本部理事営業部長 平成18年4月 同社電力事業本部理事営業統括部長 平成19年6月 同社執行役員電力事業本部ガイシ事業部長 平成20年4月 同社執行役員電力事業本部副本部長 平成20年6月 当社取締役 平成21年4月 当社代表取締役社長現在に至る	0株
2	むら やま まさ き 村 山 幹 樹 (昭和28年12月2日生)	昭和53年3月 当社入社 平成10年4月 当社管理部財務室長 平成15年7月 当社経営管理部長・企画財務室長兼務 平成16年6月 当社取締役経営管理部長・企画財務室長兼務 平成20年4月 当社取締役管理本部副本部長、経営管理部長、CSR推進室長兼務、監査室担当 平成21年6月 当社常務取締役社長補佐、管理本部長、経営管理部長、CSR推進室長兼務、監査室担当 平成22年4月 当社常務取締役社長補佐、管理本部長、経営管理部長兼務、CSR推進室・監査室担当 平成24年4月 当社常務取締役社長補佐、管理本部長、CSR推進室・監査室担当現在に至る	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
3	たな はし やす ひろ 棚 橋 康 博 (昭和28年4月25日生)	昭和51年3月 当社入社 平成7年4月 当社技術本部技術研究所長 平成10年4月 当社電力事業部技術部長 平成16年6月 北陸エナジス株式会社代表取締役社長 平成17年6月 当社取締役 平成17年7月 当社取締役開発推進部所管 平成18年4月 当社取締役品質保証・配電機器技術担 当 平成19年5月 当社取締役配電機器事業部長 平成22年6月 当社取締役配電機器事業部長、電材事 業部担当 平成24年4月 当社取締役社長補佐、電材事業部担当 現在に至る	0株
4	いし まる ひろ あき 石 丸 弘 昭 (昭和29年1月13日生)	昭和47年3月 当社入社 平成14年5月 当社資材部長 平成18年4月 当社生産管理部長・企画部長兼務 平成19年5月 当社配電機器事業部長代理・生産管理 部長兼務 平成19年6月 当社取締役配電機器事業部長代理・生 産管理部長兼務 平成20年4月 当社取締役配電機器事業部副事業部長、 開閉装置部長兼務 平成21年4月 当社取締役配電機器事業部副事業部長、 事業管理部長兼務 平成22年4月 当社取締役計測システム事業部長現在 に至る	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
5	くに えだ とし ひと 國 枝 敏 仁 (昭和33年11月18日生)	昭和60年9月 日本碍子株式会社入社 平成14年7月 同社電力事業本部配電部長代理 平成19年4月 当社配電機器事業部品質保証部長 平成20年4月 当社技術本部副本部長、品質保証部長 兼務 平成21年6月 当社取締役技術管理本部副本部長、品質 推進センター・計測システム事業部 担当 平成22年4月 当社取締役技術管理本部長、品質推進 センター担当 平成23年4月 当社取締役技術管理本部長現在に至る	0株
6	そ やま こう じ 曾 山 浩 司 (昭和35年5月12日生)	昭和58年3月 日本碍子株式会社入社 平成16年4月 同社電力事業本部営業部高松営業所長 平成19年4月 当社経営管理部企画室長 平成20年4月 当社管理本部経営企画部長、情報シ ステム室長兼務 平成21年6月 当社取締役管理本部副本部長、経営企 画部長兼務、Nプロジェクト担当 平成23年4月 当社取締役管理本部副本部長、経営企 画部長兼務、SCMプロジェクト担当現在 に至る	0株
7	な が え りょう じ 長 江 亮 治 (昭和29年10月10日生)	昭和54年3月 当社入社 平成12年4月 当社品質保証部長 平成19年4月 当社生産改革部長 平成21年4月 当社配電機器事業部製造部長 平成22年6月 当社取締役配電機器事業部副事業部長、 企画部長兼務 平成23年4月 当社取締役配電機器事業部副事業部長、 AS開発チーム担当 平成23年6月 愛那其斯電機(上海)有限公司董事長現 在に至る 平成24年4月 当社取締役配電機器事業部長、AS開発 チーム担当現在に至る (重要な兼職の状況) 愛那其斯電機(上海)有限公司董事長	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	やま なか とし なり 山 中 敏 成 (昭和39年7月3日生)	平成元年4月 当社入社 平成17年7月 当社経営管理部企画財務室長代理 平成18年4月 当社配電機器事業部企画部長代理 平成19年4月 当社配電機器事業部企画部長 平成20年4月 当社配電機器事業部事業管理部長 平成21年4月 愛那其斯電機(上海)有限公司董事総経理 平成23年4月 当社管理本部経営管理部総務人事室長 平成24年4月 当社管理本部経営管理部長、総務人事室長兼務現在に至る	0株
9	やな だ まさ はる 安 田 正 春 (昭和31年2月5日生)	昭和53年3月 日本碍子株式会社入社 平成9年7月 同社電力事業本部営業部札幌営業所長 平成16年4月 同社電力事業本部営業部配電グループマネージャー 平成22年4月 同社電力事業本部営業統括部営業部マネージャー現在に至る 平成22年6月 当社取締役現在に至る	0株

- (注) 1. 取締役候補者 長江亮治氏は、愛那其斯電機(上海)有限公司董事長を兼務し、当社は同社に商品の製造等を委託しております。
2. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 安田正春氏は社外取締役候補者であります。
4. 安田正春氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年日本碍子株式会社で電力事業の営業業務に携り、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断しております。
- なお、同氏は平成22年6月から2年間、当社の社外取締役に就任しております。
5. 当社は現在、安田正春氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

以上

普通株主様による種類株主総会参考書類

議案 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件

1. 変更の理由

本種類株主総会と同日に開催される定時株主総会（以下「定時株主総会」といいます。）の第1号議案「1. 変更の理由」において説明申しあげましたとおり、当社は、定時株主総会の第1号議案に記載の本定款一部変更等により、本完全子会社化手続を実施いたしたいと存じております。

本議案は、定時株主総会の第1号議案による変更後の定款の一部を、定時株主総会の第2号議案によって変更し、当社普通株式に全部取得条項を付加する旨の定めとして、追加変更案第6条の2第1項第（1）号を新設するにあたり、かかる定款変更の効力を発生させるため、普通株主様による種類株主総会の会社法第111条第2項第1号に基づく決議を行うものであります。

本種類株主総会において、本議案が承認され、本議案による定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付種類株式となります。

また、下記「2. 変更の内容」中の全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付される当社A種種類株式の割合については、定時株主総会の第3号議案「2. 全部取得条項付種類株式の取得の内容」中の「(1) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項」における記載をご参照ください。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。定時株主総会の第1号議案に係る変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、定時株主総会の第1号議案及び第3号議案について原案どおりご承認が得られることを条件といたします。また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成24年7月31日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

<p>定時株主総会の 第1号議案に係る変更後の定款</p>	<p>追加変更案</p>
<p>(発行可能株式の種類及び総数)</p> <p>第6条 当社は、次条第1項に定める内容の種類株式(以下「普通株式」という。)と同第2項に定める内容の種類株式(以下「A種類株式」という。)の二種類の種類株式を発行することができる。</p> <p>2 当社の発行可能株式総数は、36,715,000株とし、このうち、普通株式の発行可能種類株式総数は36,714,000株、A種類株式の発行可能種類株式総数は1,000株とする。</p> <p>(各種類株式の内容)</p> <p>第6条の2 当社が発行する普通株式は、その内容において、A種類株式に優先しないものとし、当社は、普通株式に関し、<u>会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</u></p>	<p>(発行可能株式の種類及び総数)</p> <p>第6条 当社は、次条第1項に定める内容の種類株式(以下「<u>全部取得条項付種類株式</u>」という。)と同第2項に定める内容の種類株式(以下「A種類株式」という。)の二種類の種類株式を発行することができる。</p> <p>2 当社の発行可能株式総数は、36,715,000株とし、このうち、<u>全部取得条項付種類株式</u>の発行可能種類株式総数は36,714,000株、A種類株式の発行可能種類株式総数は1,000株とする。</p> <p>(各種類株式の内容)</p> <p>第6条の2 当社が発行する<u>全部取得条項付種類株式</u>の内容は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 全部取得条項</u></p> <p>当社は、株主総会の決議によって<u>全部取得条項付種類株式の全部を取得できるものとする。当該取得を行う場合には、当社は、全部取得条項付種類株式の取得と引換えに、全部取得条項付種類株式1株につき新たに発行するA種類株式を904,000分の1株の割合をもって交付する。</u></p> <p><u>(2) その他の事項</u></p> <p>当社は、<u>全部取得条項付種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</u></p>

<p style="text-align: center;">定時株主総会の 第1号議案に係る変更後の定款</p>	<p style="text-align: center;">追加変更案</p>
<p>2 当社が発行するA種種類株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき1円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者及びA種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</p> <p>(2) その他の事項</p> <p>当社は、A種種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>2 当社が発行するA種種類株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、<u>全部取得条項付種類株式</u>を有する株主又は<u>全部取得条項付種類株式</u>の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき1円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、<u>全部取得条項付種類株式</u>を有する株主又は<u>全部取得条項付種類株式</u>の登録株式質権者及びA種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</p> <p>(2) その他の事項</p> <p>当社は、A種種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の<u>全部取得条項付種類株式</u>の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p>第1条 <u>第6条の2第1項第(1)号の規定は、平成24年7月31日の到来により効力を生じ、当該効力の発生と同時に、本条(附則第1条)を削るものとする。</u></p>

以 上

第64期定時株主総会会場のご案内

会 場 愛知県犬山市字上小針1番地

当会社会議室

電話 (0568)67-0851 (代表)

交通機関 名鉄小牧線楽田駅下車徒歩約10分

